

事業承継税務の基礎② ～個人間取引における少数株主対策の注意点～

はじめに

事業承継を進める際の少数株主対策の税務については、前回の弊社レポート No.011 にて概観しましたが、今回は後継者個人と少数株主個人との個人間取引について、その中でも特に問題となるであろうみなし贈与に焦点を当ててお伝えしようと思います。

少数株主から株式を買い取る際には、みなし贈与認定を受けないように注意を払う必要があります。みなし贈与認定を受けてしまうと、買主である後継者に高額な贈与税が課される可能性があるためです。

従来は両者間の利害が対立するため、血縁関係のない第三者との間で決まった価格が適正な時価であると考えられてきましたが、近年はその考え方が崩れてきているため注意が必要です。

みなし贈与とは

そもそも贈与とは、民法からの借用概念であり、無償取引を前提としています。少額の対価で譲渡した場合は民法上の贈与には当てはまらないため、相続税法第7条等により、時価と著しく低い価額の対価との差額は贈与があったものとみなして課税することとしています。

ここでいう著しく低い価額が、どの程度の価額をいうのかは明確な規定が存在しないため、個々の取引についてその都度判断する必要があります。

極端な話をすれば、時価100円、対価95円でも、その対価は著しく低い価額であり、差額の5円について贈与と認定される可能性すらあるのです。

みなし贈与に関する裁判所の判断

みなし贈与に関する裁判所の判断として、平成19年1月31日東京地裁判決があります。

【事案の概要】

会社オーナーが、血縁関係のない少数株主複数人から株式を取得。株式の取引価額は額面金額（当初出資額）の1.7倍～3.7倍であり、大部分は2.5倍でした。

非上場株式の時価は、原則として財産評価基本通達（以下、「財基」といいます。）により算出することに

なりますが、血縁関係のない第三者間で決まった価格が適正な時価であるという従来の実務上の解釈を前提とし、財基評価額によらず、当事者間で決まった価額（財基評価額の22%以下）で株式を取得していました。

課税庁側は、この取引価額は適正な時価ではないため、財基評価額と取引価額との差額が贈与であるとして課税処分を行おうとしたものです。

【論点】

血縁関係のない第三者間で決定された価格は適正な時価として認められるか。

【判決概要】

①みなし贈与の規定（相続税法第7条）は、血縁関係の有無について規定をしていない。

②譲受人である会社オーナーが価格決定の主導権を持っており、一方的に決定された価格であるため、価格に客観性が無い。

として、本件の株式は原則通り、財基評価額によるべきであり、財基評価額と実際の取引価格との差額について、少数株主から会社オーナーに対して贈与があったものと認定する旨の判決が下されました。そしてこの判決は控訴が棄却され、確定しています。

この判決により会社オーナーは多額の贈与税を納付する結果となってしまいました。

価格決定には細心の注意を

上記の判決では、第三者間取引ではあるものの、会社オーナーが価格決定に主導権を持ち、一方的に価格が決定されていたという、価格決定プロセスに問題があったため贈与認定が行われてしまいました。

会社の後継者が少数株主から株式の買い集めを行う際にも同様の問題が発生します。

価格決定を行う際には、売主である少数株主と買主であるオーナー・後継者との間で、会社の状況に関して十分な情報開示を行ったうえで価格交渉を行い、第三者機関による株式価値算定を行うなど、取引価格の客観性を証明できる資料を残しておくなどの注意を払う必要があります。（文責：牛尾）

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp